## 【第7号議案】

## 役員、機関及び組織構成に関する会則の改正について (案)

大町ひじり学園 P T A 会則の一部を次のように改正したいので、同会則第7条第2項の規定により総会の決議を求める。

## (改正箇所は下線部)

改 正 案	現 行
改 正 案         (役員)         第5条 本会に次の役員をおく。         1 (略)         2 地区委員 小学部・中学部の保護者から1名選出する。         地区に所属する児童生徒が少数の場合は、地区を統合することができる。         3 (略)	現 行 (役員) 第5条 本会に次の役員をおく。 1 (略) 2 地区委員 小学部の保護者から1名。小学部児童がいない地区については、中学部保護者から選出する。 3 (略)